

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 8 月 7 日
【会社名】	アドソル日進株式会社
【英訳名】	Ad-Sol Nissin Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上田 富三
【本店の所在の場所】	東京都港区港南四丁目 1 番 8 号
【電話番号】	03(5796)3131
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理部長 後関 和浩
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南四丁目 1 番 8 号
【電話番号】	03(5796)3131
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理部長 後関 和浩
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 215,137,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	247,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。尚、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成26年8月7日開催の取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり（以下、「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	247,000株	215,137,000円	
一般募集			
計（総発行株式）	247,000株	215,137,000円	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分にかかる会社法上の払込金額の総額であります。尚、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものである為、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
871		100株	平成26年8月25日（月）		平成26年8月25日（月）

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式にかかる株式の割当てを受ける権利は消滅いたします。
3. 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、
4. 発行価格は、本自己株式処分にかかる会社法上の払込金額であります。尚、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものである為、払込金額は資本組入れされません。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
アドソル日進株式会社 経営管理部	東京都港区港南四丁目1番8号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 田町支店	東京都港区芝五丁目33番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
215,137,000円	2,000,000円	213,137,000円

（注）1．新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分にかかる手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分にかかる諸費用の概算額であります。

2．発行諸費用に含まれる主なものは、弁護士費用、有価証券届出書等の書類作成費用等であり、消費税等は含まれておりません。

（2）【手取金の使途】

当社は、日本プロセス株式会社（以下、「日本プロセス」といいます。）との事業の拡大と収益力向上を目指した業務資本提携に伴い、本自己株式処分の払込期日（平成26年8月25日）に先立ち、平成26年8月8日に行う日本プロセス株式の買付資金については、全額を取引先銀行からの短期借入で賄います。

又、本自己株式処分の払込期日後に、上記の差引手取概算額213百万円と自己資金をもって、前述の短期借入の返済に充当する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要	名称	日本プロセス株式会社	
	本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目4番1号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第46期 (自 平成24年6月1日 至 平成25年5月31日) 平成25年8月23日 関東財務局長に提出	
		四半期報告書 事業年度 第47期第1四半期 (自 平成25年6月1日 至 平成25年8月31日) 平成25年10月10日 関東財務局長に提出	
四半期報告書 事業年度 第47期第2四半期 (自 平成25年9月1日 至 平成25年11月30日) 平成26年1月10日 関東財務局長に提出			
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	当社と割当予定先の間では、平成26年1月に取引基本契約を締結し、同年5月より業務委託を実施しております。	

(注) 上記は平成26年5月31日現在です。

c 割当予定先の選定理由

情報サービス業界においては、平成24年12月に誕生した安倍内閣のアベノミクス（金融緩和、財政出動、成長戦略）により、老朽化した社会インフラの更新需要と、平成32年の東京オリンピック開催に向けた社会インフラを整備する新規需要に加えて、エネルギー分野における×EMS等を含めたスマートグリッド対応需要や、高齢化の進展に伴う介護・医療分野でのICT対応が急がれている他、当社の顧客においては、品質やセキュリティの関係からオフショア開発していた業務を国内回帰させる動きが見られる等、ICTニーズに大きな変化をもたらしています。

こうした状況の中、当社は、平成25年4月より「中期3か年経営計画2016」をスタートさせました。本計画は、最終年度の平成28年3月期が当社の創業40周年に当たり、企業ビジョンである「キラリと光るICT企業」の実現に向けて、新しい社会インフラ・システムへ取組むICT企業、独自のソリューション営業を展開するICT企業、グローバル展開するICT企業としてのブランド構築に注力し、新たなステージへ挑戦していくことを目指しています。

又、市場のICTニーズが急激に変化する中で、早期に競争優位性を発揮する為には、スケール・メリットも追求していく必要性があり、同業他社との協力関係の構築を進めています。尚、平成26年7月31日現在、国内外で8社と業務提携を実施しています。

提携先の選定に当たっては、独立系であること、社会インフラ分野（エネルギー、交通、通信、制御システム等）でのシステム開発を主力事業として展開していること、事業拠点が重ならないこと、顧客チャネルが重複しないこと、等を条件に設定し、金融機関等を通じて探究していたところ、日本プロセスがこれらの条件と合致しました。

日本プロセスは、独立系のシステム開発企業として、社会インフラ・システムを中核に事業展開しています。

又、事業拠点としては、日本プロセスが関東圏（日立市、川崎市、横浜市）に集中展開している一方で、当社は、東京以外の地域（大阪市、福岡市、仙台市）にも分散展開しており、顧客対応エリアに重なりがありません。

更に、当社は幅広い企業グループを顧客としておりますが、日本プロセスの主要顧客と重複しておりません。

以上のような状況下において、日本プロセスと提携を模索した結果、両社は、社会インフラ分野における事業の拡大に向けて、営業提案力の強化、及び開発体制の充実・強化を推進すると共に、ICT技術者を中心とした人材育成と、付加価値の高いソリューション(システム開発ツール、フレームワーク、プラットフォーム等)の共同開発を推進したいという考えで一致するに至り、平成26年1月に取引基本契約を締結すると共に、平成26年3月以降、定期的に意見交流会を開催してきました。

両社は、互いの強みを合せて、社会インフラ分野を成長ドライバーに、共同提案や共同開発等を通じて事業を効率的に展開することによって、更なる収益力向上を目指す取組みを行うことと、これをより強固に前進させる為に、本提携を実施することに合意したものです。

(注) 1. x EMS : ICTを活用したエネルギー・マネジメント・システム (Energy Management System)
x がH (Home) 住宅 = HEMS、B (Building) ビル = BEMS、F (Factory) 工場 = FEMS

2. ICT (Information and Communication Technology) : 情報通信技術

3. 当社と日本プロセスとの間の業務資本提携の内容は以下のとおりです。

(業務提携の内容)

両社の強みを活かした提案活動により、新たな顧客の開拓と顧客対応力の強化を進めます。

両社の国内外における開発拠点と協力企業を効率的に活用することにより、ICT技術者の安定的な確保と顧客ニーズにマッチした開発体制を構築します。

両社が保有する技術とノウハウを融合させると共に人材育成を推進することにより、付加価値の高いソリューションを共同開発します。

上記 から 以外の事項についても、両社間に「事業連携推進委員会」を設置して、競争優位性のあるビジネスの実現に向けて幅広い分野で具体的な連携を着実に進めます。

(資本提携の内容)

当社と日本プロセスが業務提携の検討を進める中、日本プロセスの筆頭株主であるSBI Value Up Fund 1号投資事業有限責任組合から、日本プロセスに保有株式を譲渡したい旨の申し入れがあり、業務提携をより強固に前進させる為に、資本提携を実施することに合意したものです。

これに伴い、当社による日本プロセス株式の取得と、又、両社が発行済み株式総数で同比率の株式数を持ち合うことで一致したことから、日本プロセスによる当社株式の取得を実施します。

当社による日本プロセス株式の取得

当社は、平成26年8月8日に、日本プロセス株式311,000株(発行済株式総数の5.41%)を、直前1ヶ月間(平成26年7月8日から平成26年8月7日まで)平均値920円(円未満切捨て)で、株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)の立会外取引(ToSTNeT-1)を通じて取得する予定です。取得予定日前営業日の終値によっては、同立会外取引の制約から、上記取得価額が取得予定日前営業日の終値から上下7%以内の価額に変更となる可能性があります。

日本プロセスによる当社株式の取得

日本プロセスは、平成26年8月25日を払込期日とする当社による本自己株式処分により、直前1ヶ月間(平成26年7月8日から平成26年8月7日まで)平均値871円(円未満切捨て)にて、当社株式247,000株(本自己株式処分後の所有議決権割合5.55%、発行済株式総数の5.41%)を取得する予定です。

d 割り当てようとする株式の数

割当予定先	種類	割当予定株数
日本プロセス株式会社	当社普通株式	247,000株

e 株券等の保有方針

当社は、処分予定先から本自己株式処分により取得する株式の保有方針について、本提携を契機とした一層の協力関係強化の主旨に鑑み、長期的に継続して保有する意向であることを口頭にて確認しております。又、当社は、本自己株式処分の払込期日(平成26年8月25日)から2年間において、処分予定先が本自己株式処分にて取得した当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容等を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、処分予定先との間で確約書を締結する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

処分予定先の第47期第3四半期報告書（平成26年4月10日提出）及び平成26年5月期決算短信（平成26年7月7日開示）に記載されている状況を確認した結果、平成26年5月31日現在の連結による現金及び預金（3,002百万円）、総資産（9,161百万円）、純資産（8,214百万円）、売上高（5,275百万円）等であることから、処分予定先は本自己株式処分にかかる払込みに必要かつ十分な現預金を保有しているものと判断しております。

g 割当予定先の実態

処分予定先は東京証券取引所に上場しており、同社が東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンス報告書」において、市民社会の秩序及び安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で組織的に対応することを基本とするとの記載を確認しており、処分予定先が暴力団等である事実、暴力団等が処分予定先の経営に関与している事実、処分予定先、当該処分予定先の役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び処分予定先、当該処分予定先の役員又は主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実は一切ないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価格の算定根拠と合理性に関する考え方

処分価額の算定に際しては、恣意性を排除した価額とする為、本自己株式処分にかかる取締役会決議日を含む直前1ヶ月（平成26年7月8日から平成26年8月7日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値871円（円未満切捨て）といたしました。

尚、直前1ヶ月間の当社株式の終値の平均値を採用することにいたしましたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断した為です。

又、当社は、平成26年1月1日に普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施したことから、その後の一定期間において高値1,600円（平成26年1月7日）から安値715円（平成26年4月11日）と、株価が大きく変動していましたが、平成26年5月には高値951円、安値741円、平成26年6月の高値922円、安値835円、平成26年7月の高値924円、安値843円と、株価の変動が比較的安定してきたことから、発行価額として平均値を求める期間としては、1ヶ月とするのが妥当と判断しました。

上記処分価額は、本取締役会決議日（平成26年8月7日）の当社株式の終値895円に対しては、2.68%のディスカウント、直前3ヶ月間（平成26年5月8日から平成26年8月7日まで）の終値の平均値である851円（円未満切捨て）に対しては、2.35%のプレミアム、同直前6ヶ月間（平成26年2月10日から平成26年8月7日まで）の終値の平均値である846円（円未満切捨て）に対しては、2.96%のプレミアムであり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を勘案し、処分予定先と協議のうえ決定したものであり、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名全員（うち2名は社外監査役）が、当社取締役会により、発行価額決定前の当社の株価、売買出来高の実績、会社の資産状態、収益状態、配当状況、発行済株式数、株式市況の動向等の諸事情を当社財務諸表等に基づいて斟酌して決定されたもので、かかる価額決定の為にとられた算定方法は合理的であり、又、払込金額が本第三者割当にかかる取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた価額以上の価額であること（但し、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から発行価額を決定する為の適当な期間を遡った日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。）と規定する日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」を勘案し、合理性を有するものと認められることから、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分で決議している第三者割当による自己株式の処分株式数は247,000株であり、本自己株式処分前の当社普通株式の発行済株式総数4,565,730株の5.41%（平成26年3月31日時点の総議決権数42,005個に対する割合は5.88%、本自己株式処分により増加する議決権数（2,470個）を加えた総議決権数に対する割合は5.55%）に相当し、これにより、一定の希薄化が生じます。しかしながら、本自己株式処分は本提携の一環として、日本プロセスとの協力関係を円滑に推進することを目的に行うものであることから、当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
アドソル日進従業員持株会	東京都港区港南4-1-8	690,900	16.45%	690,900	15.53%
株式会社インテック	富山県富山市牛島新町5-5	585,000	13.93%	585,000	13.15%
高原 慶一郎	東京都港区	270,000	6.43%	270,000	6.07%
日本プロセス株式会社	東京都港区浜松町2-4-1	-	-	247,000	5.55%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	186,000	4.43%	186,000	4.18%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	138,000	3.29%	138,000	3.10%
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	130,200	3.10%	130,200	2.93%
今藤 一行	大阪府吹田市	75,000	1.79%	75,000	1.69%
海瀬 希予史	千葉県千葉市稲毛区	75,000	1.79%	75,000	1.69%
三菱電機コントロールソフト ウェア株式会社	兵庫県神戸市兵庫区浜山通6-1-2	66,000	1.57%	66,000	1.48%
計	-	2,216,100	52.76%	2,463,100	55.38%

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成26年3月31日時点の株主名簿に記載された数値を基準として記載しております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年3月31日現在の総議決権数（42,005個）に本自己株式処分により増加する議決権数（2,470個）を加えた数で除して算出した数値であります。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第三位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第39期）及び四半期報告書（第40期第1四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年8月7日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更はありません。

又、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年8月7日）において変更の必要はないと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第39期）提出日（平成26年6月27日）以降、本有価証券届出書提出日（平成26年8月7日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成26年6月27日提出）

1 提出理由

平成26年6月26日開催の当社第39回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金8円

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、上田富三、田井史徳、田中耕一、後関和浩、星野將及び峰野博史を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、三重野裕彦、能口誠一及び山形宗紀を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、木田稔を選任する。

又、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消すことの承認を得る。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	27,965	26		(注)1	可決(99.9%)
第2号議案				(注)2	
上田 富三	27,897	94			可決(99.7%)
田井 史徳	27,897	94			可決(99.7%)
田中 耕一	27,897	94			可決(99.7%)
後関 和浩	27,897	94			可決(99.7%)
星野 将	27,857	134			可決(99.5%)
峰野 博史	27,895	96			可決(99.7%)
第3号議案				(注)2	
三重野 裕彦	27,901	90			可決(99.7%)
能口 誠一	27,887	104			可決(99.6%)
山形 宗紀	27,899	92			可決(99.7%)
第4号議案				(注)2	
木田 稔	27,875	116			可決(99.6%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
該当事項はありません。

以上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第39期)	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月27日に 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第40期第1四半期)	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	平成26年8月7日に 関東財務局長に提出

尚、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月27日

アドソル日進株式会社

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤本 勝美 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野村 利宏 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアドソル日進株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アドソル日進株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アドソル日進株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、アドソル日進株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年8月7日

アドソル日進株式会社
取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤本勝美 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野村利宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアドソル日進株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第40期事業年度の第1四半期会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、アドソル日進株式会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。